

指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

この度、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第8条の規定に基づき、令和4年9月22日付けで、下記のとおり、指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

〔1件目〕

処分対象事業者	河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地83 株式会社月野設備 代表取締役 月野 秀人
処分対象の給水区域	金沢市の給水区域
指定の効力停止期間	令和4年9月22日から令和4年12月21日まで（3箇月）
処分の理由	<p>金沢市西念1丁目地内の給水装置工事において、金沢市公営企業管理者の承認を得ないで施工し（行為①）、不要となった給水管を残置した（行為②）ことに加え、増圧ポンプの設置基準に違反した（行為③）。また、長期間にわたり是正措置を放置した（行為④）。</p> <p>※行為が違反に該当する規定</p> <p>行為①：金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第8条第2項</p> <p>行為②：同条例第8条の2</p> <p>行為③：水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項第3号、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第12条第5号ア</p> <p>行為④：同規程第4条第3号オ</p>

〔2件目〕

処分対象事業者	河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地83 株式会社月野設備 代表取締役 月野 秀人
処分対象の給水区域	金沢市の給水区域
指定の効力停止期間	令和4年12月22日から令和5年3月21日まで（3箇月）
処分の理由	<p>金沢市鳴和2丁目地内の給水装置工事において、金沢市公営企業管理者の承認を得ないで施工し（行為①）、不要となった給水管を残置した（行為②）ことに加え、私物メーターによる盗水工事を行い（行為③）、当該メーターボックスの蓋を接着した（行為④）。また、長期間にわたり是正措置を放置した（行為⑤）。</p> <p>※行為が違反に該当する規定 行為①：金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第8条第2項 行為②：同条例第8条の2 行為③～⑤：金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第4条第3号オ</p>

〔3件目〕

処分対象事業者	金沢市南森本町ニ52番地1 株式会社ダンレイ 代表取締役 道口 政昭
処分対象の給水区域	野々市市の給水区域
指定の効力停止期間	令和4年9月22日から令和4年12月21日まで（3箇月）
処分の理由	<p>野々市市三日市2丁目地内の給水装置工事において、野々市市水道事業管理者の承認を得ないで施工し（行為①）、井戸水の配管と給水装置を直接連結した（行為②）。</p> <p>※行為が違反に該当する規定 行為①：野々市市水道給水条例（昭和55年条例第20号）第17条第2項 行為②：水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項第6号、野々市市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水管規程第3号）第4条第5号ア</p>